

第四十二号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(1)から(3)までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第七条第一号ロ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 次に掲げる事業を行う事業所

- (1) 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）
- (2) 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業のうち、同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うもの又は同条第二十二項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行うもの
- (3) 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第一号ロの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一号ニの規定は、この条例の施行の日以後に結ばれる貸与の契約に係る修学資金について適用し、同日前に結ばれた貸与の契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

提案理由

看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の返還の債務の免除等の要件に係る施設の範囲を改めるとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により保健師助産師看護師法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。